

[事案 2022-191] 新契約無効請求

・令和 5 年 6 月 20 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 11 月に契約した学資保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 自分の子が 18 歳に達した後に解約すれば、それまで据え置いた祝金と解約返戻金の総額を受け取ることができるという説明を受けたが、実際は違った。
- (2) 受取総額が既払込保険料の総額を上回らないのであれば、契約しなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 受取総額が既払込保険料の総額を上回る保険商品を希望している旨を聞いたことはなく、本契約は申立人から聞いた要望に沿って提案している。
- (2) 募集人は、パンフレット、契約概要、設計書等を用いて適切に説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人の子が 18 歳に達した時点で解約することを前提に加入するのであれば、募集人は、設計書記載の祝金と解約返戻金（祝金を受け取らない場合）の両方は受け取ることはできないことを明確に説明する必要があったが、そのような説明がなされたか明らかではない。
- (2) 募集人は、祝金に加え、解約返戻金が受け取れると説明したが、祝金を受け取った場合には、解約返戻金はその分減少することについて、もう少し丁寧に説明することが望ましかった。